## 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

#### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福生市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

#### 評価実施機関名

福生市長

#### 公表日

平成31年6月24日

[平成31年1月 様式2]

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務					
①事務の名称	個人住民税に関する事務(賦課)					
	個人住民税は地方税法(第三章第一節(市町村民税)及び第二章第一節(道府県民税))に基づき、その年の1月1日に居住するところにおいて、前年の所得に対して賦課徴収を行う地方税(本評価書では、以後「個人住民税」と称す。)であり、その税額は、市町村が確定申告書・給与支払報告書・公的年金等支払報告書等の課税資料から決定する。					
②事務の概要	個人住民税には市町村が課すことができる市町村民税(以降、個人市町村民税と称す)と道府県が課することができる道府県民税(以後、個人道府県民税と称す)が存在する。個人市町村民税及び個人道府県民税のそれぞれにおいて、前年の所得金額に応じて課税される所得割と所得金額にかかわらず定額で課税される均等割からなる。また、市町村民税と道府県民税を合せたものが住民税となる。これらは、税制改正によって必要に応じて見直しが行われる。					
	なお、個人道府県民税については、地方税法第41条の規定により、「当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収と合わせて賦課徴収等を行う」ものとされていることから、個人市町村民税と一括して賦課徴収を実施する。					
	本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務で取り扱う。					
	1 課税対象者情報の把握(地方税法第294条、第295条、第318条) 2 納税者、給与支払者からの申告関係資料の受理(地方税法第317条の2、第317条の3) 3 他市町村在住の配偶者・被扶養者情報の確認 4 個人住民税の賦課決定・更正等 5 納税義務者・給与支払者への税額通知の発送					
③システムの名称	住民税システム、団体内統合宛名システム					
2. 特定個人情報ファイル:	名					
1. 課税対象者情報ファイル	2. 課税資料ファイル 3. 課税台帳情報ファイル					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項及び別表第一省令第16条					
4. 情報提供ネットワークシ	・ステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢>   「実施する					
②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,119の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 (番号法別表第二の27の項)(別表第二省令第20条)					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	市民部課税課					
②所属長の役職名	課税課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・						
請求先	福生市役所 市民部課税課 東京都福生市本町5番地 電話042-551-1511(代表)					

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 福生市役所 市民部課税課 東京都福生市本町5番地 電話042-551-1511(代表)

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			31年6月1日 時点				
2. 取扱者勢	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	平成31年6月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果 Lきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
[ 基礎2)又は3)を選択した評価実施	項目評		占在日本	無妻꼬 <del>나</del> 소	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	全項目評価書
されている。	心依闲	に		一番人は土地	<b>東日計画者において、リヘ</b>	ノ対 東の計幅が記載
2. 特定個人情報の入手(付	青報拐	供ネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除	<b>(.</b> )	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	つ取扱	いの委託			[	]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委計	や情報提供ネットワーク	システム	を通じた提供		]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステノ	との接続		[ ]接	続しない(入手) [	]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・2	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査						
実施の有無	[	]自己点検	[ <b>O</b> ]	内部監査	[〇] 外部監	
9. 従業者に対する教育・啓	発					
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]		く選択肢> 1) 特に力を入れて行って 2) 十分に行っている	ている

### 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月25日	公表日	平成27年3月31日	平成27年12月25日	事後	形式的な変更のため、重要な 変更に該当しない。
平成27年12月25日	I 関連情報 5. ②所属長	前課長名	現課長名	事後	形式的な変更のため、重要な変更に該当しない。
平成27年12月25日	Ⅱしきい値判断項目 時点	平成27年2月28日時点	平成27年12月1日時点	事後	形式的な変更のため、重要な 変更に該当しない。
平成29年12月1日	I 関連情報 4. ②法令上の 根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村」の項			形式的な変更のため、重要な 変更に該当しない。
<sub>平成29年12月1日</sub> I 関連情報 4. ②法令上の 根拠		(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう ち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1.2.3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37, 39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,7 1,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,10 8,113,114,115,116,117,120の項) (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2.3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67 0,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,119の項)		事後	形式的な変更のため、重要な 変更に該当しない。
I 関連情報 4. ②法令上の 根拠		(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村」の項			形式的な変更のため、重要な 変更に該当しない。
平成29年12月1日	I 関連情報 5. ②所属長	前課長名	現課長名	事後	形式的な変更のため、重要な 変更に該当しない。
平成31年6月24日	Ⅳリスク対策	該当なし	様式改正に伴い記載	事前	